

# ドイツ・会計税務ニュースレター

## 第4回 サプライチェーン・デューデリジェンス法の概要

2022年9月

### はじめに

企業活動において SDGs（持続可能な開発目標）や CSR（企業の社会的責任）への取り組みの必要性が高まっていますが、ドイツではこうした活動目標をより具体的な法案に落とし込んだ、「サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関する法律」（以下、「サプライチェーン法」）の適用が近づいています。

ドイツ国内の従業員 3,000 人以上の会社は 2023 年 1 月 1 日から、同 1,000 人以上の会社は 2024 年 1 月 1 日から同法の適用対象となります。適用対象となった場合、企業は国内外を問わず、自社に納入される部品・製品の製造過程において労働者の人権が侵害されていないか、また環境に十分配慮されているかなどについて、確認し、報告する義務が生じます。

一定規模以上の企業を対象にはしていますが、適用対象となる企業と取引を行う企業においても間接的な影響を受けることが見込まれるため、同法の概要や具体的に求められる事項について、理解を深めておくことが有用です。

### Contents

- ・ サプライチェーン法の概要
- ・ 日本企業の取り組み状況
- ・ Grant Thornton AG でのサポート

### サプライチェーン法の概要

サプライチェーン法は、2021 年 6 月に成立、同 7 月に公布されました。

同法は、ドイツを拠点とする一定規模以上の企業に対し、国内外のサプライチェーンにおける人権及び環境問題に関するデューデリジェンス実施を義務付けるものです。

#### ① デューデリジェンスの対象となるリスク

対象となるのは、人権や環境のリスクであり、具体的な例示は条文に明記されています。

区分	例示
人権リスク	児童労働、奴隷・強制労働、労働安全衛生上の義務の不履行、団結の自由の否定、国籍や人種その他を理由とする不平等な取り扱い、不当な賃金の留保、有害物質の排出 等
環境リスク	水質汚染、大気汚染等、特定の禁止物質の製造や廃棄に違反する十分な可能性がある状態

## ② 対象

ドイツ国内にその本店、主たる事業所、管理本部または登記上の事務所を置く企業（ドイツ国内に登記支店を有する外国企業も含む）で、以下を満たす場合。

- ・ 2023年1月1日から：ドイツ国内に3,000人以上の従業員を雇用している企業
- ・ 2024年1月1日から：ドイツ国内に1,000人以上の従業員を雇用している企業

## ③ 求められるデューデリジェンス義務

企業が構築すべきリスク管理体制や、実施すべきデューデリジェンスの概要は同法に明示されており、概要は以下のとおりです。

区分	概要
リスク管理体制の構築	リスクの特定、企業内における監督責任者の選定と明確化、上級管理職への年1回以上の報告等
定期的なリスク分析の実施	自社及び直接供給者における人権もしくは環境関連のリスクの特定、優先順位付け、リスク分析結果の社内伝達
方針書の公表	特定したリスクや自社とサプライヤーに対する人権・環境要件を含むデューデリジェンスの手続・手法等
自社及び直接供給者に対する予防措置の定着	人事戦略、調達方針、慣行に関するトレーニングや遵守状況の確認の実施と、その有効性の評価
是正措置の実行	人権や環境に関する義務違反やその可能性を発見した場合の是正措置とその有効性の評価
苦情処理手続の構築	内部・外部からの告発・通報受付体制、苦情の申し出があった場合の対応
間接供給者におけるリスクに関するデューデリジェンス義務の実施	間接供給者における人権もしくは環境リスクへの対応方針、リスク管理体制、リスク分析
文書化及び報告	デューデリジェンスの実施に関する報告書の作成と開示

## ④ 文書化と報告

企業は、前会計年度における自社のデューデリジェンス義務の履行に関する年次報告書をドイツ語で作成し、会計年度終了後4か月以内に、自社のウェブサイトにて7年間にわたり無料で公開する必要があります。

当該報告書には、少なくとも次の事項を含める必要があります。

- a. 人権及び環境関連のリスク及びその義務の違反として認識している事項の有無とその内容
- b. 上記③に記載の、デューデリジェンス義務の履行のために行った事項
- c. 企業が行った是正措置の影響と効果の評価方法
- d. 企業による評価の結果導き出した将来の措置

なお、企業が人権又は環境関連のリスクを特定しておらず、またその義務の違反もなく、その旨の妥当な説明を報告書に記載している場合、上記b～dに基づく詳細な説明は省略可能です。

⑤ 罰則

・ 最大 80 万ユーロ

※ ただし、平均年間売上高が 4 億ユーロ以上の企業の場合、最大で平均年間売上高の 2%

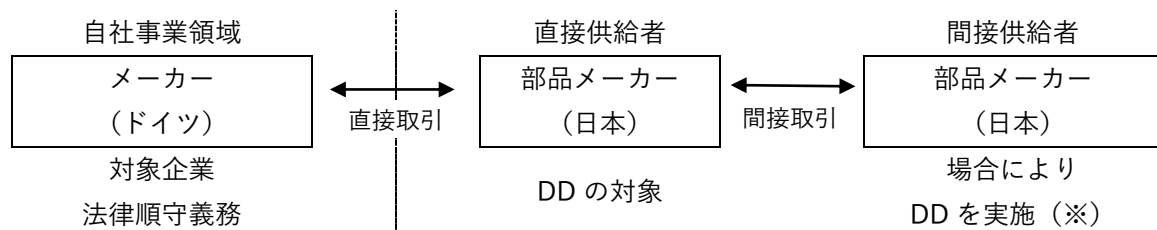
※ 17.5 万ユーロ以上の罰金が科された場合、3 年を上限として公共入札から除外される可能性あり

⑥ 対象となるサプライチェーンの範囲

本法におけるサプライチェーンとは、企業のすべての製品及びサービスに関するもので、原材料の採掘から最終顧客への配送まで、製品の生産やサービスの提供に必要なドイツ国内外のすべての過程が含まれるとされています。具体的には、企業が自社事業領域で行う行為、直接供給者の行為、間接供給者の行為が例示されています。

自社事業領域	ドイツ国内・国外のいずれの場所で行われるかを問わず、製品の生産や流通及びサービスの提供のためのあらゆる活動が含まれる。連結グループの場合は、親会社が決定的な影響を与えている会社までを含む。
直接供給者	物品の供給またはサービスの提供に関する契約の相手方であり、その供給が企業の製品の生産または関連サービスの提供及び利用に必要であるもの。
間接供給者	直接供給者ではない企業であって、その供給が当該企業の製品の生産または関連サービスの提供及び利用に必要であるもの。

<対象となるサプライチェーンのイメージ>



※ 間接的取引者（二次サプライヤー以降）に対しては、企業は苦情処理体制を確立させ、人権関連または環境関連の義務の違反を示唆する指摘を受けた場合にサプライチェーン DD を実施する必要があります。

**日本企業の取り組み状況**

2021 年 6 月に公表された改訂版コーポレートガバナンス・コードによると、上場会社の取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題に適切な対応を行うべきであるとされています。

これに関し、2021 年 11 月に経済産業省から発表された調査データ「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」によると、東証一部・二部上場（当時）の回答企

業 760 社（対象企業数 2,786 社）のうち、人権方針を策定している企業は 523 社（69%）、人権デュー・デリジェンスを実施している企業は 392 社（52%）というデータがあります。

積極的に取り組んでいる企業は、成果として「自社内の人権リスク低減」（54%）、「SDGs への貢献」（37%）を上げている一方、人権方針未策定や人権 DD を実施していない企業からは「実施方法が分からない」（32%）等の声が上がっています。アンケート未回答の企業が約 2,000 社あることを加味すると、相当数の日本企業がサプライチェーンにおける人権デューデリジェンスの対応に苦慮している、または手つかずであることが想像されます。

### Grant Thornton AG でのサポート

Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）では、サプライチェーン法適用のベースとして使用できる実践的なプランニング・評価ツールをご用意し、貴社の新法への準拠をサポートしています。これにより、効果的、効率的な方法で、サプライチェーン法の適用を貴社の CSR 向上に結び付けることが可能です。ぜひ、当社のサプライチェーン法アドバイザーチームとの面談をご予約ください。

以上

### お問い合わせ先

Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けております。監査・保証業務、移転価格、グローバルタックスマネジメントを含む税制サポート、内部統制、事業戦略コンサルティングなど、貴社のドイツへの進出の程度や事業規模に応じたサービスのご提供が可能です。

ドイツでのビジネスサポートをお探しの日系企業様がありましたら、是非グラントソントン・ドイツ ジャパンデスクにご相談ください。

### 担当者



**井上 広志 Hiroshi Inoue**

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士（日本）

E [hiroshi.inoue@de.gt.com](mailto:hiroshi.inoue@de.gt.com)

W [grantthornton.de](http://grantthornton.de)

### Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。